

議案目次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 92 号	令和 5 年度盛岡市一般会計補正予算（第 4 号）	1
議案第 93 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 94 号	盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について	8
議案第 95 号	盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について	10
議案第 96 号	盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について	11
議案第 97 号	盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について	12
議案第 98 号	損害賠償請求控訴事件に係る和解について	13
議案第 99 号	石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館展示制作業務委託に係る請負契約の締結について	14
議案第 100 号	議決の変更について	15
議案第 101 号	議決の変更について	16
議案第 102 号	議決の変更について	17
議案第 103 号	市道の路線の認定、廃止及び変更について	18
議案第 104 号	令和 4 年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について	20
議案第 105 号	令和 4 年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について	21
議案第 106 号	盛岡市副市長の選任について	別紙
認定第 1 号	令和 4 年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について	22
認定第 2 号	令和 4 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について	23
認定第 3 号	令和 4 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について	24
認定第 4 号	令和 4 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について	25
認定第 5 号	令和 4 年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について	26
認定第 6 号	令和 4 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について	27
認定第 7 号	令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について	28
認定第 8 号	令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について	29
認定第 9 号	令和 4 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算について	30
認定第 10 号	令和 4 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について	31

認定第 11 号	令和 4 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について	32
認定第 12 号	令和 4 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算について	33
認定第 13 号	令和 4 年度盛岡市水道事業会計決算について	34
認定第 14 号	令和 4 年度盛岡市下水道事業会計決算について	35
認定第 15 号	令和 4 年度盛岡市病院事業会計決算について	36

議案第 92 号

令和 5 年度盛岡市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,149,481 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 128,078,288 千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

第1表 島入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		25,701,354	△439,401	25,261,953
	2 国庫補助金	7,362,076	△439,401	6,922,675
17 県支出金		10,093,676	29,823	10,123,499
	2 県補助金	3,218,547	29,823	3,248,370
19 寄附金		525,356	1,000	526,356
	1 寄附金	525,356	1,000	526,356
20 繰入金		4,054,907	7,285	4,062,192
	2 基金繰入金	3,960,018	7,285	3,967,303
21 繰越金		1	1,736,504	1,736,505
	1 繰越金	1	1,736,504	1,736,505
22 諸収入		1,781,574	△86,130	1,695,444
	6 雑入	1,329,005	△86,130	1,242,875
23 市債		11,373,482	△99,600	11,273,882
	1 市債	11,373,482	△99,600	11,273,882
歳 入 合 計		126,928,807	1,149,481	128,078,288

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		11,426,605	1,739,536	13,166,141
	1 総務管理費	9,320,482	1,739,536	11,060,018
3 民生費		52,844,578	215,203	53,059,781
	1 社会福祉費	22,189,384	177,255	22,366,639
	2 児童福祉費	22,920,683	37,948	22,958,631
6 農林費		2,884,640	141,450	3,026,090
	1 農業費	2,437,688	141,450	2,579,138
7 商工費		2,201,963	△127,297	2,074,666
	1 商工費	2,201,963	△127,297	2,074,666
8 土木費		16,140,076	△837,448	15,302,628
	2 道路橋りょう費	5,300,458	△762,323	4,538,135
	4 都市計画費	8,763,124	△75,125	8,687,999
10 教育費		11,419,864	6,837	11,426,701
	2 小学校費	3,582,329	5,080	3,587,409
	3 中学校費	1,697,975	1,757	1,699,732
11 災害復旧費		1	11,200	11,201
	2 農林業施設災害復旧費	0	11,200	11,200
歳 出 合 計		126,928,807	1,149,481	128,078,288

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	財産管理事務	9,500

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
道の駅設置事業に必要とする経費についての債務負担 (令和 5 年度分)	自 令和5年度 至 令和6年度	1 億 2, 398 万円に物価変動等による増減額を加算した額

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前	補 正 後			
地方道路等整備事業債	2,332,500	2,275,000	借入先 財務省、 銀行及びその他 借入方法 証書借 入又は証券発行 借入時期 令和5 年度 ただし、財政 の都合等により 起債金額の全部 又は一部を翌年 度に繰り延べて 起債する能够 できる。	年 4.0%以内 (ただし、 利率見直し方 法で借り入れ る資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金その 他借入先の融資 条件による。 ただし、財政 又は借入先の都 合並びに金融の 状態により繰り 上げ償還し、又 は償還年限を短 縮し若しくは低 利に借換える ことができる。
道 路 整 備 事 業 債	96,400	44,800			
法面崩落対策事業債	0	9,500			
計	11,373,482	11,273,882			

議案第 93 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改
正する。

附則に次の 1 項を加える。

33 令和 5 年 9 月 2 日に在職する市長の同日から始まる任期に係る退職手当は、第 6 条の規定にか
かわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

令和 5 年 9 月 2 日に在職する市長の同日から始まる任期に係る退職手当を支給しないこととしよ
うとするものである。

議案第 94 号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

盛岡市職員給与支給条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例

(盛岡市職員給与支給条例の一部改正)

第1条 盛岡市職員給与支給条例(昭和24年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

「第8章の3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「第8章の3 災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第33条の7の3第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策」に改め、同条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第13条の4の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第19条の3の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を廃止するとともに、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を新設しようとするものである。

議案第 95 号

盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について
盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市旅館業法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。
令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市保健所手数料条例及び盛岡市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(盛岡市保健所手数料条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市保健所手数料条例（平成 19 年条例第 66 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 の 40 の項中「又は同法」を「、」に、「の規定」を「又は第 3 条の 4 第 1 項の規定」に改める。

(盛岡市旅館業法施行条例の一部改正)

第 2 条 盛岡市旅館業法施行条例（平成 19 年条例第 78 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項及び第 3 条中「及び第 3 条の 3 第 3 項」を「、第 3 条の 3 第 2 項及び第 3 条の 4 第 3 項」に改める。

第 6 条中「第 5 条第 3 号」を「第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の改正に伴い、旅館業を譲渡する場合における営業者の地位の承継に係る旅館業許可承継承認申請手数料の額を定めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

議案第 96 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

盛岡市印鑑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例

盛岡市印鑑条例（昭和45年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「限る。」を「限る。」又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める部分は、公布の日から施行する。

提案理由

移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されている移動端末設備の使用及び端末装置の使用による印鑑の登録の証明の申請方法を定めるほか、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

議案第 97 号

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条

第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条

第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成29年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の表甲種区域の項中「津志田6地割」を「津志田5地割及び6地割」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

製造業等に係る工場又は事業場の敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積の割合に関する基準の特例を適用する区域を追加しようとするものである。

議案第 98 号

損害賠償請求控訴事件に係る和解について

次のとおり損害賠償請求控訴事件に係る和解をするものとする。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 和解の相手方

控訴人父、控訴人母

2 事案の内容

令和 5 年 5 月 10 日に控訴されたいじめに係る損害賠償請求控訴事件について、仙台高等裁判所から和解案の提示があったものである。

3 和解の内容

- (1) 市は、本件小学校において、本件子に対するいじめがあったことを認める。
- (2) 市は、本件子に対するいじめについて、本件小学校において、本件子の在学中、いじめ防止対策推進法の趣旨に照らして、組織的な情報共有、調査、対応を、十分に行うことができなかつたことが遺憾であり、謝罪する。
- (3) 相手方は、本訴請求を放棄する。
- (4) 相手方と市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるものほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、第一審、第二審を通じ、各自の負担とする。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館展示制作業務委託に係る請負契約の締結について

石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館展示制作業務委託について次により請負契約を締結するものとする。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 契約業務の名称 | 石川啄木記念館・玉山歴史民俗資料館展示制作業務委託 |
| 2 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 契 約 の 金 額 | 金 197,560,000円也 |
| 4 契約の相手方 | 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長執行役員 [REDACTED] |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第100号

議決の変更について

令和5年3月27日議会の議決を得た議案第36号盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

契約金額「799,800,100円」を「846,602,900円」に改める。

提案理由

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 101 号

議決の変更について

令和 4 年 6 月 24 日 議会の議決を得た議案第 86 号 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 10 月 2 日 提出

盛岡市長 内 館 茂

契約金額「204,160,000円」を「216,410,700円」に改める。

提案理由

盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（機械設備）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第102号

議決の変更について

令和4年6月24日議会の議決を得た議案第84号盛岡市立見前小学校校舎大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

契約金額「340,890,000円」を「351,442,300円」に改める。

提案理由

盛岡市立見前小学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第103号

市道の路線の認定、廃止及び変更について

市道の路線を次のとおり認定、廃止及び変更するものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
D b 972	大館町49号線	大館町 150番4地先	大館町 147番19地先
D c 610	みたけ四丁目32号線	みたけ四丁目 283番10地先	みたけ四丁目 282番8地先
D c 611	みたけ四丁目33号線	みたけ四丁目 282番10地先	みたけ四丁目 282番1地先
都 4240	屋敷田2号線	津志田6地割23番1地先	津志田6地割1番1地先
都 4241	八重郷8号線	湯沢10地割66番20地先	湯沢10地割66番6地先

2 路線の廃止

整理番号	路線名	起点	終点
都 556	道明前3号線	津志田6地割29番地先	津志田5地割62番地先

3 路線の変更

整理番号	路線名	起点	終点	
C a 262	向中野12号線	向中野字東道明33番10地先	新	向中野字東道明 100番10地先
			旧	向中野字道明24番地先
C a 263	向中野13号線	新	向中野字東道明75番1地先	新 向中野字東道明46番2地先
		旧	向中野字東道明22番地の1地先	旧 向中野字東道明49番地先

都 378	盛南東線	飯岡新田 6 地割 117番地 先		新 飯岡新田 6 地割66番 1 地先
		旧	飯岡新田 6 地割63番 1 地先	
都 555	道明前 2 号線	新	津志田 5 地割37番 1 地先	津志田 5 地割12番地先
		旧	津志田 6 地割50番地 先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第104号

令和4年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和4年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 4,832,007,591円について、減債積立金に753,464,284円を、建設改良積立金に 1,251,453,372円をそれぞれ積立て、資本金に2,827,089,935円を組入れるものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第105号

令和4年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和4年度盛岡市下水道事業未処分利益剰余金 161,281,223円を減債積立金に積立てるものとする。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内館 茂

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第106号

盛岡市副市長の選任について

次の者を盛岡市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により同意を求める。

令和5年10月2日提出

盛岡市長 内 館 茂

中 村 一 郎



認定第 1 号

令和 4 年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

令和 4 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

令和 4 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

令和 4 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について
令和 4 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付
けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

令和 4 年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

令和 4 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 令和 4 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）

2 令和 4 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

令和 4 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算について
令和 4 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定
に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

令和 4 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

令和 4 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

令和 4 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算について

令和 4 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

令和 4 年度盛岡市水道事業会計決算について

令和 4 年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

令和 4 年度盛岡市下水道事業会計決算について

令和 4 年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

1 令和 4 年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）

2 令和 4 年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 15 号

令和 4 年度盛岡市病院事業会計決算について

令和 4 年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 5 年 10 月 2 日提出

盛岡市長 内 館 茂

- 1 令和 4 年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 令和 4 年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）